

国立大学法人京都大学教職員倫理規程新旧対照表

改正前	改正後
<p>(前 略)</p> <p>(禁止行為)</p> <p>第5条 教職員は、次に掲げる行為を行ってはならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 利害関係者から未公開株式（証券取引法（昭和23年法律第25号）第2条第14項に規定する証券取引所に上場されておらず、かつ、同法第75条第1項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されていない株式をいう。）を譲り受けること。</p> <p>(6)～(9) } (略)</p> <p>2・3 } (中 略)</p> <p>(教職員の職務に係る倫理の保持を阻害する行為等の禁止)</p> <p>第7条の2 } (略)</p> <p>2 } (略)</p> <p>3 次に掲げる管理職の地位にある教職員は、その管理し、又は監督する教職員がこの規程に違反する行為を行った疑いがあると思料するに足りる事実があるときは、これを黙認してはならない。</p> <p>(1) 指定職俸給表適用者</p> <p>(2) 国立大学法人京都大学教職員給与規程（平成16年達示第80号）第12条の俸給の特別調整額を受給する教育職4級以上の教員</p> <p>(3) 一般職（一）5級以上の職員</p> <p>(4) 医療職（一）6級以上の職員</p> <p>(5) 医療職（二）6級以上の職員</p> <p>(中 略)</p> <p>(贈与等の報告)</p> <p>第10条 第7条の2第3項に掲げる管理職の地位にある教職員は、事業者等から、金銭、物品その他の財産上の利益の供与若しくは供応接待（以下「贈与等」という。）を受けたとき又は事業者等と教職員の職務との関係に基づいて提供する人的役務に対する報酬として次条に定める報酬の支払を受けたとき（当該贈与等を受けた時又は当該報酬の支払を受けた時において管理職の地位にある教職員であった場合に限り、かつ、当該贈与等により受けた利益又は当該支払を受けた報酬の価額が1件につき5,000円を超える場合に限る。）は、1月から3月まで、4月から6月まで、7月から9月まで及び10月から12月までの各区分による期間（以下「四半期」という。）ごとに、別記様式第3号による贈与等報告書を、当該四半期の翌四半期の初日から14日以内に、倫理監督者に提出しなければならない。</p> <p>(後 略)</p>	<p>(禁止行為)</p> <p>第5条 } (同 左)</p> <p>(1)～(4) } (同 左)</p> <p>(5) 利害関係者から未公開株式（<u>金融商品取引法</u>（昭和23年法律第25号）第2条第16項に規定する<u>金融商品取引所</u>に上場されておらず、かつ、<u>同法第67条の11</u>第1項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されていない株式をいう。）を譲り受けること。</p> <p>(6)～(9) } (同 左)</p> <p>2・3 } (同 左)</p> <p>(教職員の職務に係る倫理の保持を阻害する行為等の禁止)</p> <p>第7条の2 } (同 左)</p> <p>2 } (同 左)</p> <p>3 } (同 左)</p> <p>(1) <u>国立大学法人京都大学教職員給与規程（平成16年達示第80号）第12条の俸給の特別調整額</u>の受給対象となっている職に該当する教職員（次号及び第3号に該当する者を除く。）</p> <p>(2) 医療職（一）6級以上の職員</p> <p>(3) 医療職（二）6級以上の職員</p> <p>(贈与等の報告)</p> <p>第10条 (同 左)</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、平成28年4月1日から施行する。</p>